

再意見書

平成 24 年 3 月 1 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
(ふりがな) だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
(ふりがな) だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
(ふりがな) だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 24 年 1 月 23 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

このたびは、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する再意見の募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせて頂きますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

再意見提出者 ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社

項目	意見提出者	該当部分	再意見
1. 分岐単位接続料・OSU 共用について	KDDI 株式会社	<p>光ファイバ接続料水準の設定は、市場の実態を踏まえたコストと需要の予測値に基づいて算定することが原則であり、恣意的な料金設定を行うことは公平な競争環境を歪めることとなりかねません。</p> <p>弊社は、現行のシェアドアクセス方式による一芯単位接続料金で自社専用の OSU を利用していますが、設備の利用効率を高めてユーザーあたりのコストを下げ、8 分岐単位の利用で競争が可能となるよう企業努力を重ねることで、NTT 東・西よりも速いサービスをより安く提供しています。当社以外にも、各地域の電力系事業者や CATV 事業者などが、同様に設備投資リスクを負って各地で多様なブロードバンドサービスを展開しており、設備ベースでの競争を通じ、技術革新によるサービスの多様化、料金の低廉化を実現しています。</p> <p>このような状況にあることを踏まえれば、以下のとおり「分岐単位当たりの接続料に係るメニュー」等を導入することは、自ら投資リスクを負って設備投資を行ってきた事</p>	<p>光ブロードバンドを全国に普及させていくにあたっては、都市部を含めて複数の競争事業者の参入を促進し、「競争促進による料金の低廉化やサービスの多様化を通じて、利用者利益の最大化を図る」という「光の道」の趣旨に沿うような対応が必要です。そのためには、シェアドアクセス方式の加入光ファイバにおける東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東西」という。)殿を含む OSU 共用(分岐単位接続料の設定)により、1 ユーザ単位での競争を実現することで、事業者参入を促進することが必要不可欠と考えます。</p> <p>NTT 東西殿を含む OSU 共用により事業者参入が促進され設備収容効率が高まることは、1 ユーザあたりのコスト低廉化につながり、既にサービス展開している NTT 東西殿利用部門からみても、メリットとなるものと考えます。</p> <p>さらに言えば、そもそも NTT 東西殿設備部門の観点からすれば、多数の接続事業者に効率よく設備を貸し出すことが当然の経営判断となりえるはずです。それがいまだに実現さ</p>

項目	意見提出者	該当部分	再意見
		<p>業者との間の公平な競争環境を損なうことになるため、安易に実施すべきではありません。 (分岐単位接続料に係るメニュー等についての考え方)</p> <p>① OSU 共用 OSU 共用は、サービス均一化を強いられることや1分岐しか利用しないモラルハザード的な利用によって設備利用の非効率化が生じる等の問題があり、安易に導入すべきでないと考えます。</p> <p>② OSU 専用(エントリーメニュー) 今回検討されている OSU 専用メニュー(エントリーメニュー)では「複数年度段階料金の設定」を行う案が示されていますが、本案については、自ら設備投資リスクを負つて事業展開している事業者がユーザーに提供しているFTTH サービスの料金を極端に下回る料金設定が可能な水準で下限(1年目)の接続料を設定した場合、現在機能している設備競争が成り立たなくなることになりかねない点に留意が必要です。 また、今回申請された平成 24 年度のシェアドアクセスの一芯単位接続料が当初の予定より下がっているため(NTT 東日本:3,013 円、NTT 西日本:3,846 円)、接続事業者が 8 分の 2 の利用者を収容することで、ユーザーあたりの実質的な接続料水準を ADSL 相当に近づけることがよりやり易くなることを踏まえれば、分岐単位接続料を</p>	<p>れていないという事実は、NTT 東西殿の機能分離が厳密になされていないという、現状の NTT 東西殿の組織問題に起因するものにほかならないものと考えます。</p> <p>なお、「恣意的な料金設定を行うことは公平な競争環境を歪めることとなりかねません」(KDDI 株式会社(以下、「KDDI」という。)殿)という意見がありますが、分岐単位接続料が導入された場合の接続料算定方法については、まさに今後接続委員会等で議論されるべきものであり、接続事業者も設備投資に見合う適正なコストを応分負担することを前提とした検討を行うことは可能であるため、競争環境を歪めることにはつながらないものと考えます。</p>

項目	意見提出者	該当部分	再意見
	日本電信電話 株式会社	<p>導入する必要性はこれまでより下がっていると言えます。</p> <p>現状の戸建て向け光サービスのユーザ料金が月5千円程度であることに対し、その構成要素の一つである加入光ファイバの接続料は3千円台であることから、その点だけにおいても既に光サービスへの参入は可能であり、現にKDDI様はNTT東西から加入光ファイバを借りて光サービスを展開しており、全国にエリア拡大をしているところです。</p> <p>具体的には、シェアドアクセス方式の加入光ファイバにおいて、最大8ユーザ(分岐)まで収容が可能である中で、2~3ユーザの利用があればADSL並み料金の実現も可能な水準です。現に、KDDI様は既に平均2~3程度のユーザを獲得しているところです。</p> <p>ブロードバンド市場は、光だけでなくCATVやモバイル等、多様な技術・サービスで広く提供されていますが、全体で約700万もの顧客基盤を持つDSL事業者様をはじめとして、新規の参入事業者であっても、十分に光サービスへ参入・事業展開が可能となっており、もはや参入するか否かは各事業者の経営上の意思決定の問題であると考えます。</p> <p>なお、光ファイバの分岐単位接続料設定の適否について、接続委員会で議論された通り、分岐貸し(OS</p>	

項目	意見提出者	該当部分	再意見
		<p>U共用)という接続形態は、サービスの多様化・品質の確保や技術上の課題があることから適当ではない、といいう一定の整理がなされたものと考えております。</p> <p>また、接続委員会において、OSU専用の光ファイバ接続料の追加メニューを想定した例示として「エントリーメニュー」が挙げられました。しかしながら、自ら設備を構築して光サービスを提供している事業者やNTT東西から加入光ファイバを借りて光サービスを提供している事業者様とNTT東西との間で、現行の接続形態及び接続料水準で既に競争は十分に機能していることは前述の通りです。</p> <p>仮に、このような「エントリーメニュー」の検討をするとしても、公正競争を阻害しないこと、また、現在の接続料制度の枠組みを超えないことが必須と考えます。</p>	
2.光配線区画について	KDDI 株式会社	<p>むしろ、競争事業者が FTTH サービスの提供を円滑に進められるよう、以下のとおり、光配線区画内のシェアドアクセス利用可能世帯数の適正化を図ることが先決であると考えます。</p> <p>(光配線区画内世帯数の適正化について)</p> <p>NTT 東・西のダークファイバやシェアドアクセスを利用する形態での光ファイバの公正競争が有効に機能するためには、1配線区画あたりのカバー世帯数が重</p>	<p>KDDI 殿の光配線区画内のシェアドアクセス利用可能世帯数の適正化、及び NTT 東西殿によるエリアやスケジュール等の速やかな情報開示が必要という意見に賛同します。</p> <p>ただし、光配線区画の見直しに関しては、接続事業者の事業採算性を高める可能性があることは事実ですが、地域特性により採算性に差分が出る(高コストのルーラルエリアではそもそも獲得回線数にも限界があり採算が取れない)等、その効果は十分とは言えないため、1ユーザ単位での競争を実現するためには、分岐単位接続料の実現は不可欠であ</p>

項目	意見提出者	該当部分	再意見
		<p>要になりますが、NTT 東・西から提供された配線区域情報については、事後的に配線区画が分割・縮小されて不正確な状態になっているケースが存在するなど、NTT 東・西の利用部門と接続事業者との間で公正な競争環境は確保されていない状況です。</p> <p>また、NTT 東・西が主張している1配線区画におけるシェアド利用可能な平均世帯数(NTT 東:約 50 世帯、NTT 西:約 40 世帯)についても、情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 接続委員会(平成 24 年 1 月 16 日資料)におけるNTT 東・西から回答のとおり、本来、シェアドアクセスの対象になり得ない中規模マンション(例:6階建て)や、1つの配線区画を占める大規模マンションの世帯数が含まれるなど、適切な配線区画内世帯数が確保されていません。</p> <p>NTT 東・西によれば、今後、ローカルエリアを対象に光配線区画の拡大を図っていくとのことですが、上記のとおり、都市部においてもカバー世帯の少ない配線区画が存在しており、現に効率的にユーザーを獲得することができない状況が発生していることも考慮する必要があります。</p> <p>公正な競争環境を確保し、ユーザーの利便性を向上させるためには、全国における配線区画内のシェアド利用可能世帯数の徹底検証やルール整備が必要である</p>	<p>ると考えます。</p> <p>なお、先般の接続委員会において、NTT 東西殿から実現には 2~3 年の期間を要するという回答があったところですが、当該 2~3 年という期間の妥当性検証は別途必要と考えます。</p>

項目	意見提出者	該当部分	再意見
		り、NTT 東・西においてはユーザーニーズを踏まえ、適正化を図るエリアと具体的なスケジュールについて速やかに情報開示することが必要と考えます。	
3. 乖離額調整制度について	KDDI 株式会社	<p>平成 24 年度の接続料は、乖離額調整の適用によって NTT 東・西ともに当初見込み額より低廉化されましたが、そもそも将来原価方式に乖離額調整制度を適用することは実質的に実績原価方式を採用することと同等であり、本来は認められるべきではありません。</p> <p>光ファイバの接続料水準は、需要予測値の大半を占める NTT 東・西の利用動向に左右される構造になっているため、競争事業者にとっては事業の予見性を著しく欠くおそれが依然としてあります。従って、乖離額調整を適用しない本来の将来原価方式に早期に戻すべきです。</p>	<p>KDDI 殿及びイー・アクセス株式会社 殿意見に賛同します。</p> <p>乖離額調整は弊社共意見書でも述べたとおり、NTT 東西 殿のコスト削減インセンティブが働かないことに加え、NTT 東西 殿において接続事業者に対し価格コントロールを働くことが可能となること、需要予測は NTT 東西 殿自身が行っていること、接続事業者における予見性がなくなること等の理由から、認められるものではないと考えます。</p>
	イー・アクセス 株式会社	<p>将来原価方式における乖離額調整制度については、NTT 東西 殿のコスト削減インセンティブが働かないこと、接続事業者のコスト予見性が担保されず、利用者料金低廉化の妨げとなりうることから、制度の廃止又は見直しを検討すべきと考えます。</p> <p>乖離額調整制度は、本来 NTT 東西 殿が負担すべきである需要予測と実績の乖離による収益のブレに対するリスクを接続事業者によってリスクヘッジしている構造的問題点があり、NTT 東西 殿の採算性を担保すると</p>	

項目	意見提出者	該当部分	再意見
		<p>共にコスト削減のインセンティブを排除するものでしかありません。</p> <p>一方、接続事業者にとっては、NTT東西殿とは反対にコスト予見性が働かないことから事業運営上の不確定要素となり、利用者料金設定においても接続料の変動リスクによる採算性の悪化を考慮する必要がある等、NTT東西殿との公正競争環境が担保されているとは言い難い状況にあります。</p> <p>したがって、本制度については速やかに廃止すべきと考えますが、仮に廃止が困難な場合においても、将来原価を算定する期間を最低でも5年とすること、乖離が発生した要因を明確にした上で算入する範囲を限定的にすること、予測値が上回った場合は適宜見直すことにより予測精度を上げ、次年度以降の接続料算定に反映する追加の枠組みが必要と考えます。</p>	
4. NTT東西と接続事業者の同等性確保について	KDDI株式会社	<p>NTT東・西に対しては、ブロードバンドの普及・促進に向けた公正な競争環境を整備することを目的に、ボトルネック設備に係る利用の同等性を確保する手法として「機能分離」が行われました。「機能分離」導入の趣旨に鑑みれば、NTT東・西の設備部門が保有する設備に関する情報や技術条件等については、NTT東・西の利用部門と接続事業者が、同じ情報を同じタイミングで利用できるようにする必要がありますが、現状に</p>	<p>KDDI殿意見に賛同します。</p> <p>前述したとおり、NTT東西殿の機能分離が厳密になされていないという問題が依然として大きく存在しており、NTT東西殿利用部門と接続事業者の間で同等性が確保されているか否かの検証、および同等性確保が不十分な点の早期解決が必要と考えます。</p>

項目	意見提出者	該当部分	再意見
		<p>おいては以下の点で同等性の確保が不十分であり、直ちに改善すべきです。</p> <p>【光配線区域情報に係る円滑化及び透明性向上】等 (以下、略)</p>	

以上